

# 日本犯罪社会学会

## 第45回大会報告要旨集

### 2018

---

■ シンポジウム ■  
犯罪者処遇はどう変わるのか？

■ テーマセッションA ■  
犯罪社会学におけるナラティヴ・アプローチの可能性と課題

■ テーマセッションB ■  
犯罪・非行からの立ち直りの理論と支援の理論  
——少年矯正、支援者、グッドライフモデル、オープンダイアローグ、そしてセルフヘルプの視点から——

■ テーマセッションC ■  
回復の道のり：対立から対話へ～それぞれの声を持ちよって、新たな地平を切り拓こう～

■ テーマセッションD ■  
条件反射制御法の基盤理論が導く司法改革とその概要

■ テーマセッションE ■  
刑事政策学の復権IV 刑事政策学のこれから

■ テーマセッションF ■  
“入り口支援”は悪なのか？——治療的司法概念に基づく回復支援・問題解決型司法を考える——

■ テーマセッションG ■  
暴力団対策——加入と離脱の今日的課題——

■ テーマセッションH ■  
更生保護における「地域」とはどこか

■ 自由報告 ■

---

日本犯罪社会学会編

本抄録は基本的に執筆者の提出されたデータを使用しているため、誤植などがあつてもそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

# 日本犯罪社会学会 第45回大会報告要旨集

2018

## 目 次

### ■ シンポジウム

#### 犯罪者処遇はどう変わるのか？

1 企画趣旨	山口 直也	7
2 シンポジウムの進行		7
3 報告者4名による各報告の概要		7
4 指定討論者3名によるコメント		7
報告1 法制審議会(少年法・刑事法部会)の議論状況	山下 幸夫	8
報告2 起訴猶予に伴う再犯防止措置の在り方について	笹倉 香奈	10
報告3 施設内処遇はどう変わるのか、それとも変わらないのか	本庄 武	13
報告4 社会内処遇	武内 謙治	15
指定討論者のコメントと質疑応答		17

### ■ テーマセッションA (ラウンドテーブル)

#### 犯罪社会学におけるナラティヴ・アプローチの可能性と課題

企画趣旨	仲野 由佳里	24
犯罪社会学におけるナラティヴ・アプローチ		24
話題提供1 ナラティヴ犯罪学と犯罪の定義	山口 毅	25
—犯罪研究への規範的インプリケーション—		
話題提供2 Wagner, J. の刑務所実践における—リフレクティングトーク とリフレクティング・プロセス	矢原 隆行	25
話題提供3 ナラティヴ犯罪学と離脱研究における「規範的なもの」を めぐって	平井 秀幸	26
議論		27

### ■ テーマセッションB

#### 犯罪・非行からの立ち直りの理論と支援の理論

##### —少年矯正、支援者、グッドライフモデル、 オープンダイアローグ、そしてセルフヘルプの視点から—

企画趣旨	相澤 育郎	30
	津富 宏	
報告1 グッドライフモデルと犯罪・非行からの立ち直り	相澤 育郎	31
報告2 矯正モデルから立ち直りモデルへ	中島 学	32
報告3 立ち直りにおける他者との相互作用の意義と可能性	吉間 慎一郎	35
—支援論としての「協働モデル」		
報告4 人が立ち直るとはどういうことか—間主観性と立ち直り— :open dialogueから考える	津富 宏	37
指定討論	市川 岳仁	
質疑応答		39

### ■ テーマセッションC

#### 「回復の道のり:対立から対話へ」

##### ～それぞれの声を持ちよって、新たな地平を切り拓こう～

企画趣旨	五十嵐 弘志	42
話題提供1 「社会復帰と回復について」	五十嵐 弘志	42
話題提供2 「元受刑者の就労」	井上 紀幸	43
話題提供3 「釈放直後の戸惑い」	S. M	43
話題提供4 「釈放直後の戸惑い」	K. K	44
話題提供5 「いま、マザーハウスで」	S. N	45
話題提供6 当事者報告型・生存戦略型ミーティング	阿部 寛	46
話題提供7 家族は支援するべきか	安高 真弓	48
議論		48

■ テーマセッションD	<b>条件反射制御法の基盤理論が導く司法改革とその概要</b>		
報告1	企画趣旨	平井 慎二	54
報告2	条件反射制御法が明らかにしたヒトの行動原理	平井 慎二	54
報告3	条件反射制御法の手順	中元 総一郎	55
報告4	新潟刑務所での条件反射制御法の実践と手応え	田村 勝弘	57
報告5	社会内処遇での条件反射制御法の結果	生駒 貴弘	59
報告6	ヒトの行動原理に適った∞連携	平井 慎二	60
報告7	被告人を治療に導く弁護	高橋 洋平	61
報告8	刑の一部執行猶予制度の現状	生駒 貴弘	63
報告9	治療処分創設の必要性	尾田 真言	64
指定討論	治療を求めなかった不作為に対する刑罰	平井 慎二	66
	条件反射制御法が導く裁判のあり方に対する意見	飯野 海彦	67
	質疑応答		68
■ テーマセッションE (ラウンドテーブル)	<b>刑事政策学の復権IV 刑事政策学のこれから</b>		
話題提供1	企画趣旨	松原 英世	71
話題提供2	若手の刑事政策研究者の立場から	相澤 育郎	71
話題提供3	『刑事政策学』との出会いと付き合い方	安田 恵美	72
話題提供4	刑事政策学のある大学において若手研究者が思うこと	大谷 彰矩	72
話題提供5	少年非行研究からみた刑事政策学	作田 誠一郎	73
	私が刑事政策学を棄てた理由	上田 光明	73
■ テーマセッションF	<b>“入り口”支援は悪なのか? :治療的司法概念に基づく回復支援・問題解決型司法を考える</b>		
報告1	企画趣旨	指宿 信	75
指定討論1	法制審議会において提示された条件付き起訴猶予制度の概要		75
報告2	アメリカにおける公判前ディバージョン		75
指定討論2	議論		76
	反対論の立場から	山口 健一	77
	条件付起訴猶予制度の法的問題点	辻本 典央	79
	入り口支援は、悪ではない建設的で、丁寧な議論を	中田 雅久	81
	指定討論	水藤 昌彦	83
■ テーマセッションG	<b>暴力団対策 —加入と離脱の今日的課題—</b>		
報告1	企画趣旨	廣末 登	85
報告2	暴力団加入予備軍の傾向と課題—少年非行の現場から—	堀井 智帆	85
報告3	暴力団離脱と就労における現状と課題	中林 喜代司	86
報告4	施設内指導と施設外支援連携の現場から考える— 暴力団加入の対策	野口 義弘	88
	—野口石油で居場所を見つけ、更生した子どもたち。官、 民、地域社会一体となった社会復帰支援の現場から—		
	暴力団加入と離脱の研究で得られた限定的知見	廣末 登	89
	質疑応答		91
■ テーマセッションH	<b>更生保護における「地域」とはどこか</b>		
報告1	企画趣旨	高橋 有紀	93
報告2	更生保護における「地域」の意味	久保 貴	93
報告3	「地域の人」と更生保護	高橋 有紀	95
報告4	地域福祉は本当に「すべての住民」を 統合してきたのか? 薬物統制・ネットワーク・新自由主義 —「地域」を複数化すること	朴 姫淑	97
	議論まとめ	平井 秀幸	99
			101

## ■ 自由報告

A 1 「理にかなった感情(reasonable emotion)とは何か」 ～感情への法の応答～	○ 山本 聰 渡辺 演久	103
A 2 刑罰政策における公衆の意識構造	○ 松原 英世 松澤 伸	105
A 3 厳罰化立法の量的分析	京 俊介	107
A 4 裁判員裁判における殺人罪の量刑基準 ——有期懲役に関する判断の量刑予測モデル——	柴田 守	109
B 1 刑事弁護の「高度化」の可能性を求めて ——統計分析と面接調査による予備的検討——	○ 宮澤 節生 武士俣 敦	111
B 2 「福祉と司法の連携」に対する実践者の意識分析 ——実践者への聞き取りに基づく探索的検討——	橋場 典子	113
B 3 やむを得ない理由により辞退		
B 4 高齢犯罪者行動の原因理解への強化感受性理論適用の 可能性 ——グレイのBIS / BAS尺度を利用して——	江崎 徹治	114
C 1 犯罪・非行からの立ち直り言説に関する歴史的検討	岡村 逸郎	116
C 2 犯罪・非行からの立ち直り支援にボランティアが関わること の意義をめぐる多面的検討	竹中 祐二	118
C 3 矯正施設退所後の学校経験における困難 ——更生保護施設在籍者へのインタビュー調査から——	大江 將貴	120
C 4 離脱パラダイムが見落としているもの ——ダルクで「回復」を目指す人々への インタビューより——	○ 相良 翔 伊藤 秀樹	122
D 1 「子どもの被害防止ツールキット」の学校教育現場への導入 戦略の「実装科学」的検討	原田 豊	124
D 2 子供の犯罪被害防止に関する研究(3) ——保護者による防犯対策を中心として——	○ 山根 由子 齊藤 知範	126
D 3 子供の犯罪被害防止に関する研究(4) ——項目群による測定に関する分析——	○ 齊藤 知範 山根 由子	128
E 1 虐待事犯により少年院送致となった少年・家族へのアプローチの事例に基づく家族関係再構築、包括支援の在り方	○ 服部 達也 北川 裕美子 長尾 貴志	130
E 2 若者の「孤立」の起点としての学校 ——ネットワーク分析に立つ居場所・対人関係調査の	古賀 正義	132

結果から——

E 3 小中学生のインターネットで知り合った相手とのやりとりと  
関連する要因の検討

○ 藤原 佑貴  
宮寺 貴之  
久原 恵理子

134

シンボジウム

## 第45回大会シンポジウム 犯罪者処遇はどう変わらるのか？

コーディネーター・司会：山口直也（立命館大学）

### 1 企画趣旨

法制審議会少年法・刑事法（少年法適用年齢・犯罪者処遇関係）部会において、少年法適用年齢の18歳未満への引き下げ並びに非行少年を含む犯罪者処遇を一層充実されるための法整備の在り方が議論されている。議論の端緒そのものは、公職選挙法の投票権年齢、民法の成年年齢の引き下げに伴う少年法適用対象年齢の引き下げの要否・適否にあったものの、部会における議論ではその点はひとまず置かれ、3つの分科会では、少年法適用年齢を引き下げた場合に保護が欠けるとされる若年犯罪者に対する新処分措置の創設、起訴猶予に伴う再犯防止措置の在り方、宣告猶予制度の要否、自由刑の一本化と作業・各種指導の義務化、保護観察の在り方など、刑事司法制度全体に関わる大きな議論が展開されている。そして、本シンポジウム直前には法制審議会部会により「分科会における検討結果（考えられる制度・施策の概要案）」が公表され、刑事政策的措置に関する法制審議会における議論において一定の方向性が示されるに至っている。

そこで本シンポジウムでは、2018年10月21日時点での法制審議会少年法・刑事法部会の議論を踏まえたうえで、今回の刑事法改革の議論が抛ってたつ犯罪者観、処遇観を意識しつつ、公訴提起・公判段階、施設内処遇段階、社会内処遇段階の各論点について、理論・実務の両観点から検討し、わが国における、るべき犯罪者処遇の未来を考えてみることとした。

### 2 シンポジウムの進行

シンポジウムでは、企画趣旨説明の後、まず4名の報告者が「法制審議会少年法・刑事法部会における議論の状況」「起訴猶予に伴う再犯防止措置」「自由刑一本化、作業・各種指導の法的義務化及び若年者処遇原則」「保護観察の在り方(特別遵守事項類型の追加)及び更生保護事業体系の見直し」についてそれぞれ25分程度で報告を行った。そして、10分程度の休憩をはさんで3名の指定討論者が「犯罪社会学の観点」「矯正処遇の観点」「更生保護の観点」からそれぞれ10分程度のコメントを行い、その後、フロアからの質問を受ける形で45分程度の議論が展開された。

なお、当日のシンポジウムには予想をはるかに超える180名強の参加者があり、当該問題への社会的関心の高さをうかがい知ることができた。

### 3 報告者4名による各報告の概要

第1報告者である山下幸夫弁護士（東京弁護士会）には、法制審議会部会幹事という立場で同会議に継続的に出席していることを踏まえて、まずは、審議会における最新の議論状況について紹介していただいた。そのうえで、第2分科会で議論されているところの少年法適用年齢引き下げと大きく関わる「若年者に対する新たな処分」の内容及びその理論的に未解決な問題などについて検討していただいた。

第2報告者である笹倉香奈会員（甲南大学）には、起訴猶予に伴う再犯防止措置の在り方に関する第3分科会の議論を整理していただいたうえで、近年、福祉的支援が必要とされる被疑者の入り口支援として議論されてきた検察庁による取り組みと、今回の検察官の起訴猶予処分に伴う「再犯防止措置」との連続性及びその内容について、検察官の役割及び権限の観点から理論的に検討していただいた。

第3報告者である本庄武会員（一橋大学）には、自由刑の一本化（拘禁刑）の創設をめぐる第1分科会における議論を整理していただいたうえで、作業その他の矯正処遇を刑罰内容とすることの適否について、刑務作業、改善指導・教科指導、規律秩序の維持に関する行刑実務の現状をふまえつつ、刑罰の本質論に立ち返って理論的分析を行っていただいた。

第4報告者である武内謙治会員（九州大学）には、第3分科会において重点的に議論されている、保護観察・社会復帰支援施策の充実、社会内処遇における新たな措置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方の中でも、特に問題とされる、保護観察処分における特別遵守事項の追加（更生保護施設への宿泊の義務づけ）と更生保護事業体系の見直しの問題を中心に検討していただいた。

### 4 指定討論者3名によるコメント

本シンポジウムでは、以上4名の報告を受けて、指定討論者として、津富宏会員（静岡県立大学）には、今回の議論がいかなる犯罪者観、処遇観に基づくのかについて、中島学会員（矯正研修所）には、今回の議論が矯正の現場をどう変えるのか、あるいは変えないのかについて、そして、小長井賀與会員（立教大学）には、今回の議論が更生保護の現場をどう変えるのか、あるいは変えないのかをそれぞれコメントいただいた。これらの内容については、本報告要旨「指定討論者のコメントと質疑応答」に詳細が記されているので、そちらを参照してほしい。

## 法制審議会（少年法・刑事法部会）の議論状況

報告者・弁護士：山下幸夫（東京弁護士会）

### 1 はじめに

法務大臣は、2017年2月、法制審議会に対して、「少年法における少年の年齢及び犯罪者処遇を充実させるための刑事法制の整備に関する諮問」（諮問第103号）をした。

その後、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設けられて審議している。

第5回部会においては、論点表（同部会配布資料4）の「2 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の制度」について、3つの分科会で論点を検討し、その後に「1 少年法における『少年』の年齢」について検討することが決まり、以後、途中に部会での中間報告（2回）を挟んで、第1分科会と第2分科会はそれぞれ9回、第3分科会は10回の会議が実施された。

第8回部会において、「分科会における検討結果（考えられる制度・施策の概要案）」（部会配布資料19、以下「概要案」という）が報告された、

その後、第8回部会から第10回部会においては、この概要案について2巡の議論が行われた。

今後、論点表「1 少年法における『少年』の年齢」の議論を行った上で、犯罪者処遇に関する概要案についての詰めの議論が行われる予定であり、部会の審議は大詰めの段階を迎えていた。

以下では、本日の議論に資するように、刑事手続の各段階毎に整理して、概要案を紹介しつつ、その問題点を指摘する。

### 2 公訴提起・公判段階に関する概要案について

#### ① 起訴猶予に伴う再犯防止措置について

概要案38～44頁にその概要と補足説明がされている。

これは、「検察官は、被疑者が罪を犯したと認める場合において、必要があると認めるときは、被疑者が守るべき事項を設定し、所定の期間、被疑者を保護観察官による指導・監督に付する措置をとることができるものとする」制度である。

この構想は、横浜方式を法制化したいという点にある。また、最近行われているいわゆる「入口支援」の法制化という狙いがある。

日弁連は検察官がこのような措置を行うことに対して反対の意見書を公表している（2018年3月15日付「検察官による『再犯防止措置』の法制化に対する意見書」）。

「保護観察官による指導・監督」は保護観察そのものではないか、被疑者にどのような措置をとることができる根拠を検察官の訴追裁量権で根拠付けることが可能かとの理論的な疑問を呈する意見が出されている。

第10回部会において、今回はこの制度の採用を見送り、「将来の課題」とする意見が複数出されたところであり、今回の提案から外される可能性が高いと考えられる。

#### ② 若年者に対する新たな処分について

概要案24～35頁にその概要と補足説明がされている。

罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものについては、家庭裁判所調査官による調査を行い（10日間の鑑別所による収容鑑別も可能とする）、審判において新たな処分を行なう制度である。

この制度案については、第2分科会においては、その対象である「訴追を必要としないこととされたもの」は、比較的軽微な事案を想定して議論されていた。

これに対して、第9回部会や第10回部会において、検察官の訴追裁量は広いものであり、事案の軽重だけでなく、それ以外の要素も考慮して不起訴を決めるのであるから、比較的軽微とは言えないある程度重い事案（被害者と示談ができるなどして宥恕している事案や、被害者から捜査に協力が得られないために訴追が困難である事案など）について、この新たな処分の対象となるとの意見多く出されており、それに適切に対処するためには、保護観察処分だけでなく、施設収容処分が必要であるとの意見が強力に主張されている。最高裁判所家庭局の委員からも同様の見解が表明されている。

検察官が、一旦、不起訴処分をした上で、家庭裁判所に通告するのか、不起訴処分をしないで単に送致するのかについては、まだ議論が固まっていない状況である。

部会や第2分会の議論においては、これまで、この処分は、「保護処分でもない、刑事処分でもない中間的な処分」であると説明されながら、「行為責任で上限を画する」と説明されてきたが、その法的性質が曖昧である点や、家庭裁判所に送致等するかどうかについて、いわゆる要保護性を含めて判断する権限が検察官に与えられる（事実上の先議権を認めることになる）という点や、不起訴になるケースについて、成人なのに家庭裁判所調査官による調査に服して非公開の審判を受け、場合によっては施設収容処分までされることになるという点で、それ以外の成人と異なる重い負担を課すことになるとか、要保護性が高くそのためには重大な犯罪を犯した18、19歳は起訴されるため

に家庭裁判所調査官による調査を受けずに刑事施設において刑罰が科されるというアンバランスさなど、様々な理論上のもんだ点が山積しており、少年年齢を引き下げずに現行法のままで十分ではないかとの根本的な疑問を拭うことができない。

### ③ その他について

宣告猶予制度、罰金の保護観察付き執行猶予なども提案されている。

## 3 施設内処遇段階に関する概要案の内容について

### ① 自由刑の単一化について

概要案7～10頁にその概要と補足説明がされている。

「懲役及び禁錮を単一化して新たな自由刑を創設する。」、「新自由刑は、刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする」制度である。

概要案では、「矯正に必要な処遇」を刑の内容とすべきか、刑法に規定すべきかについて両論併記されているが、法務省は、刑の内容として刑法に規定すべきであると考えていると考えられる。

処遇法（刑事収容施設法）上は、一般改善指導、特別改善指導は義務化され、懲罰を科すことも可能であるが、実際には、違反行為はほとんど懲罰は科せられておらず、それは、現在、刑法の規定上は刑の内容になっていないからであるとして、刑の内容として義務化する必要があると法務省は考えているようである。

### ② 若年者処遇原則について

概要案14、15頁にその概要と補足説明がされている。

刑事被収容者処遇法に、若年者の処遇原則の明文を設けるとの提案である。

補足説明では、「若年者」の定義を設けることを考えていないとされるが、対象者が不明確な者について処遇原則を規定するのはどうかとか、受刑者のうち「若年者」についてだけこのような原則を設けることが立法技術的に妥当かという意見がある反面、このような原則を設けることは相当であるという意見も出されているところ 採用される可能性が高いと考えられる。

## 4 社会内処遇段階に関する概要案の内容について

### ① 社会内処遇に必要な期間の確保について

概要案11、12頁にその概要と補足説明がされている。

第10回会議において、これを今回の提案から外して将来的な課題とすべきだと意見が出されているところであり、今回の提案としては採用されない可能性が高いと考えられる。

### ② 特別遵守事項の追加について

概要案46～48頁にその概要と補足説明がされている。

更生保護施設における宿泊の義務付けと無断外出禁止を組み合わせると拘禁に近いものと

なり、社会内処遇としては行き過ぎではないかとの意見や、更生保護施設にそのような運用をさせるのは困難ではないかなどの意見が出されているところであり、最終的に採用されるかどうかは微妙であると考えられる。

### ③ 刑の全部執行猶予制度の在り方

概要案1～6頁にその概要と補足説明がされている。

最初から保護観察付執行猶予を付けられる制度にしようとしているが、実際にそのような運用がされるかは疑問が残るとの意見が出されているが、保護観察付き執行猶予の再犯についての執行猶予（同第1）や再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期（同第2）は採用される可能性が高いと考えられる。

執行猶予を取り消すための要件の緩和について（同第3）については、今回の諮問の方向性とは逆行するとの意見が多く出されており、最終的に採用されるかどうかは微妙であると考えられる。

執行猶予期間経過後の執行猶予の取消し（同第4）については、これに反対する意見もあるが、賛成する意見の方が多く出されており、採用される可能性が高いと考えられる。

資格制限の排除（同第5）については、各種の法律で個別に規定すべきであるとして反対する意見が多く、採用されない可能性が高いと考えられる。

## 5 その他の概要案の内容について

その他、更生保護法の改正に関するもの（更生緊急保護の拡大など）、犯罪被害者の視点に立った処遇の充実（刑の初期段階における被害者心情伝達制度など）、少年鑑別所の調査能力の活用が提案されており、それらの多くはあまり反対意見もないため（但し、保護観察所の長が、仮釈放者又は保護観察付き執行猶予者について保護観察を見直す場合に、10日間の収容鑑別を裁判所の許可を得て行うことができる制度『概要案52頁』には消極的な意見もあった）、採用される可能性が高いと考えられる。

## 6 終わりに

少年法・刑事法部会での議論は大詰めを迎えており、早ければ、2019年2月の法制審議会総会での答申も考えられる緊迫した状況にある。

少年法・刑事法部会としては、年長少年に対する現在の家庭裁判所における調査・処遇は極めて良好であるとの認識であるが、民法の成人年齢が18歳に引き下がれ、18歳、19歳に親権者がいなくなることを受けて、少年法の少年年齢を引き下げる必要があるかどうか、また、自由刑の単一化などの犯罪者処遇を見直す必要があるかどうかという大きな問題について、法制審議会の一つの回答が示される時期が近付いている。

犯罪社会学会においても、活発な議論を深めていただきたい。

# 起訴猶予に伴う再犯防止措置の在り方について

報告者：笹倉香奈（甲南大学）

## 1 はじめに

法制審議会少年法・刑事法部会では「検察官において、被疑者が罪を犯したと認める場合であって、必要があると認めるときに、被疑者が守るべき事項を設定し、所定の期間、被疑者を保護観察官による指導・監督に付する措置をとることにより、当該被疑者の改善更生および再犯防止を図る仕組みを設ける」という制度の導入についての議論が行われた。いわゆる「起訴猶予に伴う再犯防止措置」の制度である。

法制審議会では、同時に若年者に対する新しい処分や宣告猶予・保護観察付き執行猶予などの制度の導入についても議論が行われているが、前者は家庭裁判所、後者は地方裁判所が処分の判断主体となるものであり、検察官が処分の判断主体となる本制度は大きく異なる。

なお、本シンポジウム（2018年10月21日）の直前に、本制度については法制化を見送るとの議論が法制審議会で行われた。しかし、本制度は今後も立法課題となることが予想され、なお現時点で検討することには意義があると考えられる。

## 2 議論の経緯

### (1) 前史

はじめに、法制審議会にいたるまでの議論状況を確認する〔三井2003、三井1971・1974・1977、葛野2017①、葛野2017②〕。

起訴猶予は、明治初期から運用上行われ、その後明治中期に本格化した。当初はコストを削減する効果が意識されており、軽罪について微罪処分的に打ち切るという運用が行われていたが、明治後期には起訴便宜主義的な運用が行われるようになる。特に再犯防止的機能に着目した特別予防目的が強調されるようになり、同時に捜査も糾明的になってゆく。

1922年に旧刑事訴訟法が制定され、起訴便宜主義に関する条文が明文化された（旧刑訴279条）。これにより起訴猶予の運用はさらに活発化し、1929年には55%を超える事件が、1934年には63.9%が起訴猶予となった。起訴猶予処分は「処遇」としての機能を強め、猶予者に対する更生保護段階による保護観察措置がとられるようになった。「準司法官」たる検察官による訴追裁量の行使は「裁判官の裁判」と同視された。

第二次世界大戦後、旧刑訴法を改正するにあたってGHQの提案により、考慮要因の中に個別事件自体

の価値を入れるために「犯罪の軽重」という文言が加えられることになった（刑訴248条）。三井の評価によれば、この文言が加わったのは「特別予防的視点を強調しつつ拡大し続けてきた起訴猶予処分の運用に対し…一定の反省を迫ったもの」であるという（三井2003）。

新たな条文の施行直後には大きな変化が見られなかつたものの、1960年頃より起訴猶予率の低下減少が顕著になる。その背景のひとつには、起訴猶予処分と保護観察との結びつきが断たれ、積極的な処遇施策の面が薄れて「起訴放棄型」に変化していくことが挙げられるとされる。

他方、1961年頃からいわゆる「横浜方式」あるいは「更生保護措置付き起訴猶予」が拡がった。これは「従来の基準によれば、あるいは起訴相当と思料される被疑者であっても、犯罪の情状、本人の性格・素質などを考慮し、本人の社会環境等を是正若しくは調整すれば、本人の更生と再犯の防止ができる者については起訴を猶予し、保護観察所長に対し本人の事後補導を委ね、保護観察官・保護司の補導に服させて、刑の執行猶予期間中保護観察に付された者に対する保護観察（4号観察）に準ずる更生補導を実施し、原則として6か月間（事件による縮短することができる）の更生補導期間内は一応起訴猶予処分にした上、保護観察所長により更生補導についての通報を得て確定的な終局処分をすることとし、更生補導の効なく再犯の虞れあるときは、起訴することとする」ものである（三井1977）。20歳から25歳未満の青年層で、財産犯や粗暴犯を対象としたが、10年後には運用は停止された。

その理由はいくつかあったようである。検察官がかかわる仕組みに法的根拠がないこと、裁判所で有罪の認定がなされていない者に対して処遇を行うことに問題があったこと、本人の同意を求めるとはいっても同意がなければ起訴されてしまうため「眞の同意」とはいえなかったこと、検察官による犯罪事実の認定を前提とした積極的処遇の決定は、検察官を旧法下のような「準司法官」として扱うことになり、当事者主義や公判中心主義と矛盾することなどの批判がなされたためである。これらに加え、人的・財政的制約もあった（葛野2017①②）。

### (2) ふたつの「入口支援」

2000年代にはいり、再犯者率が増加し、罪を犯した障がい者・高齢者を福祉的支援につなげることへ

の問題意識が高まった。刑事司法と福祉の連携が実務・学会においてキーワードとなり、矯正施設の退所後の支援（いわゆる「出口支援」）だけでなく、矯正施設への入所にいたる前、刑事司法にはいる前の段階での支援（いわゆる「入口支援」）が必要なのでないかとの意識も高まることになる。

2000年代後半からは、この流れを受けてふたつの方向で「入口支援」が高まった。

第1に「民」の入口支援が試みられた。司法と福祉の連携に关心を持つ刑事弁護実務家を中心に、再犯防止ではなく被疑者の更生や支援を目的として行われた。具体的には、福祉関係者と連携して更生支援計画などを作成し、それを活用して不起訴や執行猶予をえるという弁護実践が活発化した。本来なら起訴されるが、問題を解決すれば起訴する必要がなくなるような、障がいのある被疑者や薬物事件の被疑者などが対象だった。そして、弁護士だけではなく、ソーシャルワーカーなど多領域の人々の協働や連携の重要性が認識され、「大阪モデル」「更生支援プロジェクトチーム（金沢）」「TSネット（東京）」などの活動に結びつく。[季刊刑事弁護 2016]

第2の「入口支援」は、検察庁によるものである。その背景には、2000年代前半から進んだ、国としての「再犯防止政策」があった。

2003年からは犯罪対策閣僚会議が開始され、2008年には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が公表されて刑務所出所者等の再犯防止が一項目に挙げられた。そして、2010年には閣僚会議内に再犯防止対策ワーキングチームが、2012年には「再犯防止に向けた総合対策」、翌年には「世界一安全な日本創造戦略」、さらに翌年は「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」が公表される。このように、再犯防止が大きな課題となっていくのである。

このような流れの中で、検察庁における「入口支援」の試みが2012年ころから活性化する。

最高検も2012年に「刑事政策専門委員会」を立ち上げ、刑事政策に関する専門的検察の集約や各府へのフィードバックを行った。2016年には刑事政策推進室が発足する。そして、各地検でも、「社会復帰支援室」「再犯防止対策室」「刑事政策推進室」「刑事政策総合支援室」などが作られ、社会福祉士をアドバイザーとして採用し、被疑者の社会復帰時の生活調整や福祉支援等の助言を行う業務に従事させたり、勾留中の被疑者のうち重点的な社会復帰支援を必要とする者に対して保護観察所が起訴猶予処分前に調査・調査を行い、更生保護施設へ宿泊保護を委託し、生活指導等を行い、福祉サービスの調整や酒類支援等の社会復帰支援を行う取り組みがなされたりした。また、勾留中の被疑者を一時処分保留で釈放し、その後の生活状況等を観察し処分を決定する試みもな

された。被疑者の同意の下で遵守項目を定め、履行状況を確認して処分を決するというプログラムを実施する府も現れた。（稻川 2016, 吉開 2018）

このような流れの中、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書（2016年12月）で起訴猶予等に伴う再犯防止措置の導入が提言され、2017年から2018年にかけての法制審議会での議論に結びついていった。

### 3 「入口支援」の批判

しかし、入口支援に対しては、多くの批判が向けられた。（葛野 2017①②、本庄 2017、日弁連 2018など）

もっとも根本的な批判は、検察庁において行われ、推進されている入口支援は「再犯防止」を目的としており、福祉の支援であるとはいえないことである。再犯防止の観点が前面に出る場合、支援を受けられるのは「再犯可能性が低くなる者」である。そうすると、本人の福祉ニーズは決め手にならなくなる。また、再犯の可能性ゆえに対象者を検察官の指導・監督下に置くことは、一種の保安処分になりかねない。

第2の批判は、それを検察官が主導することへの危惧である。そもそも起訴前の短い時間で、専門家によって十分な調査を行うことはできない。入口支援の名のもとに、検察官の訴追裁量や権限がさらに拡大することへの危惧もある。つまり、検察官が実質的な「有罪の認定」を行い、再犯防止のための積極的な処遇を行うことになるのは問題ではないか、というのである。このような観点からは、裁判所が主導権をもつ更生支援によるダイバージョンが適切だということになる。

また、検察官が処分を行うことになれば、取調べの過程で検察官によって「事実認定」がなされ「処分が決定される」ことになり、プロセスの透明性や適正性に欠ける。起訴・不起訴の前の手続が肥大化・糺問化することになり、起訴がさらに厳選されて公判中心主義が後退する。無罪推定原則とも矛盾する。

第3に、被疑者が支援を受け入れることが起訴猶予の条件となれば、強制の要素が入り込むことになり、福祉支援とも矛盾する。

第4に、有罪認定を経ていないのに、処遇に必要な詳細な事実の調査を行うことは、被疑者のプライバシーに過度に踏み込むことになる。

これらの批判から、入口支援は権利論的に構成されるべきであり「憲法に保障された基本的人権についての一般的保障としての『人格的発展の保障』、セーフティネットから排除された犯罪や犯行をした人についての『生存権の保障』、刑事手続に関わったことによる不利益を排除するための『刑事手続の弊害

除去』という三点』の観点から行われるべきであるとの提案もなされていた。(立法研 2018「更生保護基本法要綱試案」)

また、入口支援に必要なのは適正手続であり、弁護人の援助が確保されるべきであること、起訴猶予は「微罪処分」化すべきであり、再犯防止措置と起訴猶予を結びつけるべきではない(葛野 2017②)などの主張もなされた。

#### 4 検討

以上、起訴猶予に伴う再犯防止措置の提案にいたるまでの議論の経緯を確認してきた。焦点は結局のところ、「何のための入口支援か」という問題であったことが明らかになったのではないかと思われる。

検察庁での運用が行われ、法制審で提案されていた「入口支援」、そして名称からもわかるとおり「起訴猶予に伴う再犯防止措置」は、福祉的支援を目的とするものというより、再犯防止を目的とするものである。それは、2000 年代に強化された国の「再犯防止施策」と強く結びつく。その内容は、旧刑訴法下における起訴猶予制度の運用を想起させる。福祉的支援による社会復帰の副次的効果として再犯が防止されるということではなく、再犯防止そのものが目的となっている。

また、弁護士による入口支援のように、福祉関係者などとの多機関連携を目指す試みとは異なり、あくまで検察官が主導となり、保護観察官を巻き込んで行われる「法務省」の施策として構想されていることも明らかである。そこには、法務省内で完結して再犯防止をすすめていこうという意図がうかがえる。

入口支援に限らず、ここ近年、検察官の「訴追裁量権」の強化が目指される傾向があるように思われる。例えば、2016 年の刑事訴訟法改正で導入された「協議・合意制度」(いわゆる「日本版司法取引」)も、検察官の訴追裁量権のもとで捜査・訴追への協力を被疑者・被告人に求めることができるという制度であった。そして、検察官にさらに裁量の幅を持たせるような立法が目指されたという点でも、共通している。

日本の刑事司法は「検察官司法」であると、しばしば国内外からの批判を受けてきた。その検察官司法の復権・強化がここ最近の立法において目指されているのではないか。しかし、検察官司法の強化は、①検察官の役割を強化し、透明性・客觀性の低い手続によって事件処理を行うということとなり、刑事手続のブラックボックス化を促進するし、②最近の刑事司法制度改革が目指してきた「公判中心主義」などの理念と真っ向から対立することになる。

いずれにせよ、近年の新たな制度の提案は検察官

の「訴追裁量権」の名のもとに行われようとしている。いまいちど、検察官の訴追裁量権とは何なのか、それによってどこまで何ができるのかということを、理論的に見直すべき時期に来ているのではなかろうか。

#### 文献

- 「特集・司法と福祉との連携」, 2016, 『季刊刑事弁護』85 号  
稻川龍也「検察における再犯防止・社会復帰支援の取組」, 2016, 『罪と罰』53 卷 4 号 5 頁  
葛野尋之, 2017, 「検察官の訴追裁量件と再犯防止措置」, 『法律時報』89 卷 4 号, 13 頁 [葛野 2017①]  
葛野尋之, 2017, 「猶予制度」, 本庄武・武内謙治編著『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』日本評論社 [葛野 2017 年②]  
刑事立法研究会編, 2018, 『司法と福祉の連携の展開と課題』現代人文社  
土井政和, 2014, 「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題」, 『犯罪社会学研究』39 号  
日本弁護士連合会, 2018, 『検察官による「起訴猶予に伴う再犯防止措置」の法制化に反対する意見書』  
本庄武, 2017, 「福祉的ニーズを有する犯罪者の社会復帰支援を巡る自律と保護」, 『法の科学』48 号, 42 頁  
三井誠, 2003, 『刑事手続法 II』, 有斐閣  
三井誠, 1971, 「検察官の起訴猶予裁量: その歴史的および実証的研究 1」, 法学協会雑誌 87 卷 9・10 号  
三井誠, 1974, 「検察官の起訴猶予裁量: その歴史的および実証的研究 2」, 法学協会雑誌 91 卷 7 号  
三井誠, 1977, 「検察官の起訴猶予裁量: その歴史的および実証的研究 5 完」, 法学協会雑誌 94 卷 6 号  
吉開多一, 「起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方」, 2018, 『法律時報』90 卷 4 号 30 頁

# 施設内処遇はどう変わらるのか、それとも変わらないのか

報告者：本庄 武（一橋大学）

## 1 検討されている改革案

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第8回会議（2018年8月開催）で配布された資料によると、施設内処遇に関する検討されている改革案は以下の通りである。

第1に、「懲役と禁錮を新自由刑（仮称）に単一化し、「刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行う」ことを刑罰内容とする。第2に、若年受刑者を対象とする処遇内容を充実させる。第3に、若年受刑者に対する処遇原則を明確化する。第4に、居住支援などの社会復帰支援についての明文規定を設ける。

## 2. 日本の行刑の特色

次に現在の行刑の特色についてみておく。

### （1）刑務作業

懲役刑では、破廉恥な罪を犯したことへの道徳的非難を体現するために、刑罰として作業を科す。

実際の刑務作業は、矯正処遇の大部分を構成しており、多くは工場で画一的に実施されている。作業の一環として職業訓練も行われているが、受講者は少数である。作業の内容を大雑把に有用作業と単純作業に分けると、有用作業従事者は一部にとどまり単純作業従事者も多い。単純作業の社会復帰にとっての有用性は疑問であるが、作業が刑罰内容であるが故に、ともかくも何らかの作業をさせなければならぬと考えられている可能性がある。作業拒否には厳格な懲罰執行がなされているが、これも作業が刑罰内容である以上、刑の不執行状態は可能な限り回避しなければならない、と考えられている可能性がある。

### （2）改善指導・教科指導

改善指導・教科指導は、2005年の監獄法改正により、矯正処遇として義務付けられ、正当な理由なく拒否する場合が懲罰対象となった。指導は、典型的には月2回の矯正指導日に実施されている。懲役刑にあっては、刑務作業が主たる矯正処遇でなければならないため、指導実施には限界がある。改善指導には、体系化されたカリキュラムに基づき少人数で行われている特別改善指導と、ワークブックや映像教材による自習等を含む多種多様な一般改善指導がある。指導拒否に対しては原則として懲罰を科さない運用となっているとされる。これはやる気のない者に指導を受講させても効果が上がらないためであるという側面もあるが、前提として指導が刑罰内容でないため、効果のいかんを問わずに執行しなけれ

ばならない、という要請が働いていないことも関係していると考えられる。

### （3）規律秩序の維持

日本の行刑では、厳格な規律維持と管理が行われている。規律秩序維持のための措置は、「収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及び安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度」（処遇法73条2項）で行われるはずであるが、現実には過剰になっているとの批判が絶えない。

工場で斉一に座り作業を行うという典型的な刑務作業のあり方も、効率的な管理及び規律維持を目的としている面があると思われる。こうした規律と処遇の結合は、受刑者の処遇客体化を進行させるとともに、規律維持のために処遇を実施するという主客転倒を引き起こしている疑いがある。

## 3. 自由刑改革への期待

こうした刑務作業中心の日本の行刑は、高齢受刑者の増加、少年年齢を引き下げた場合に見込まれる若年受刑者の増加、改善指導をより重視した方がよい層の存在により、限界を迎えている。

目指すべき改革の方向は、国連の被拘禁者処遇最低基準も規定するように、刑罰としての苦痛を移動の自由剥奪に限った「拘禁刑」に、自由刑を純化することであろう。そのことと、行刑法レベルで、改善更生のために作業等の矯正処遇を義務付けるか否かは別問題である。刑罰内容から解放されれば、矯正処遇は改善更生に有用である限りにおいて実施されることになる。多くの場合、単純作業の実施は許容されないであろうし、作業以外の処遇が有用である場合はそちらを集中的に実施すべきことになる。改善更生のためには、処遇に主体的に取り組む意欲が重要となり、懲罰により強制することは考え難いことになる。なお、更生に役立つ処遇であれば、作業でなくても報奨金を支出することが考えられる。

ところが冒頭で確認したように、法制審議会部会の議論では、作業その他の矯正処遇を刑罰内容にすることが提案されている。

## 4. 法制審議会部会第1分科会での議論

改革案を議論した部会第1分科会では、処遇を意に反して義務付けられること自体が非難ないし応報であり、それを通じて社会の犯罪を減少させ、本人にもメリットになるのだと説明されている。処遇は苦痛としての刑罰内容ではない、というのである。

しかし、この構成では、義務付けられた処遇を苦

痛に思わない人には、刑罰が刑罰の意味をなさないことになる。刑罰とは、苦痛を付与することで人を犯罪から遠ざけるものではないか、との疑問がある。また人により刑罰の重さが異なることになってしまい、刑の公平性が維持されなくなるとの疑問もある。実際に処遇を苦痛と感じる人にとっては、刑罰を超えた苦痛が意図的に付与されることになるが、なぜそれが許されるかという問題もある。そして、矯正処遇といつても多種多様なものが想定されるが、何らかの処遇を受けることを刑罰内容とするのでは、刑の内容が特定されず罪刑法定主義に抵触する疑いが生じる。

また刑務作業は、①規則正しい勤労生活の維持、②規律ある生活態度の習得、③共同作業を通じた望まし社会共同生活に適応する能力の育成、④勤労意欲の養成、⑤作業目標達成を通じた忍耐力ないし集中力の涵養を目的とする、と説明されている。

しかし②③⑤を達成するために、内容が作業である必然性はない。①を強調すると、現状のように単純作業が強制されることになり、問題がある。すべての作業に、社会復帰に役立つ技術の提供という要素を付与することが困難である以上、作業は④を目的とするしかない。しかしそのためには、自主性・主体性が重要である。ILO ではディーセント・ワークという概念を提唱している。働くを通じて、やり甲斐や喜びを感じる機会を提供することが、作業を通じて目指されるべきではないだろうか。

さらに作業拒否と指導拒否で懲罰賦科のあり方が異なることについては、刑罰内容か否かにより決まっているのではなく、①指導の場合はその意義を十分理解していない場合があるため粘り強く説得するが、作業の意義を理解していないことは想定しがたいこと、②作業は矯正処遇の中核を締め、懲罰を科さなければ漫然と居室で過ごさせることになってしまい、規律秩序維持の観点から問題が生じることが理由だとされている。

しかし、①については、作業の意義を働くを通じたやり甲斐、喜びの実感に求める場合、懲罰による強制にはならないはずである。②については、法改正後に指導が作業に代えて中核的処遇として行われる場合、懲罰による強制があり得ることになってしまう。とりわけ若年者に教科指導を実施する場合、懲罰により強制することが想定されるが、教育の意義からして強制にはならないと考えるべきではないか。さらに規律秩序を維持するために処遇を強制するというのは、前述のように論理が転倒しており、問題である。そしてそもそも、刑罰内容である処遇が拒否された場合、行刑当局は判決内容の不執行状態を放置できるのかという根本的疑問がある。

最後に、少年院の処遇を導入することについては、

少年院と同様の建物・設備、職員との信頼か寧、小集団、個別指導・日記指導を実施したり、坊領防止指導・交遊関係指導・職業生活設計指導・就労に関する指導等をモデルとしたりするとされる。

しかし少年院のハード、実施されている指導プログラムを刑事施設に導入しても、少年院の処遇を実現したことにはならないのではないか、という疑問がある。少年院では、目的が少年の健全育成に純化された中だからこそ正当化される人格の中核領域への介入が許容されており、これを刑罰の枠組みで実施することには問題がある。また少年院処遇は不定期の保護処分という枠組みの中だからこそ効果を發揮するのであり、罪の重さに応じた刑期を前提とする場合、処遇効果に限界がある。そして刑罰の枠組み内では、少年のためではなく、社会のために処遇が強制されるおそれがある。すなわち社会的危険性の除去のみに焦点が当たり、全体としての若年者の成長発達を促進するという視点が稀薄化することが懸念されるのである。

## 5. 施設内処遇の将来

現在の改革構想では、主体性重視への転換は望めず、施設内処遇の骨格は変わらないと言わざるを得ない。刑務作業だけでなく、その他の矯正処遇も刑罰内容とされると、受刑者の処遇客体性は一層強化される。また、判決で処遇内容が特定されないため、刑罰に名の下に、罪の重さではなく、リスクに応じた処遇が強制されることになり、刑罰の保安処分化が進行してしまう。こうした構想を推し進めると、現在は希望に応じて実施されることになっている社会復帰支援も、原理的には強制しても構わないことになるおそれすらある。

現在の処遇理論の潮流は、立ち直り支援・伴走型を志向している。この方向性に即した改革を構想すべきではないだろうか。

## 文献

- 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第1分科会，2018，『第6，7，8回会議事録』  
本庄武，2017，「受刑者の法的地位と自由刑の改革」  
本庄武・武内謙治（編）『刑罰制度改革のために考えておくべきこと』日本評論社。  
本庄武，2018，「自由刑の单一化」『法律時報』90(4):36-41。  
本庄武，2019刊行予定，「変革期の自由刑における刑務作業の意義」『新倉修先生古稀祝賀論文集』現代人文社。  
本庄武，2019刊行予定，「少年処遇と成人処遇」『刑法雑誌』59(3)。

# 社会内処遇

報告者：武内謙治（九州大学）

## 1 はじめに

本報告は、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「部会」）の議論のうち社会内処遇に関する問題を、第8回会議（2018年7月26日）で配布された「分科会における検討結果（考えられる制度・施策の概要案）」（以下「概要案」）を素材に、検討する。

## 2 法制審による社会内処遇（更生保護）に関連する提案の概観

概要案には、社会内処遇や更生保護に関する多くの改革提案が含まれている。18・19歳の者については、第2分科会が「若年者に対する新たな処分」を検討しており、少年院送致の是非を問うている。これは、保護観察中の遵守事項不遵守時の施設送致申請制度とも関係する。それ以外の年齢層の者に対する措置としては、第1分科会が刑の全部の執行猶予制度の在り方と社会内処遇に必要な期間の確保を、第2分科会が罰金の保護観察付き執行猶予の活用を、第3分科会が起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方と保護観察・社会復帰支援施策の充実、社会内処遇における新たな措置の導入および施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方を、検討している。保護観察や更生保護に関するものに絞っても、少年法適用年齢を引き下げた場合の代替策を超える提案が含まれており、しかも調査、就労支援・環境調整、保護観察の枠組み、更生保護事業など包括的で広範囲にわたる改革が構想されている。本報告では、このうち、歴史的に重要な意味をもつ特別遵守事項の追加・更生保護施設における宿泊の義務づけと、更生保護事業の体系の見直しを検討する。

## 3 法制審部会による社会内処遇関連の改革提案の内容

### （1）特別遵守事項の追加、更生保護施設における宿泊の義務づけ

概要案は、遵守事項の追加として、①（民間による）特定の犯罪的傾向の改善を目的とする「援助」を受けることの義務づけと②外出の禁止を構想している。また、保護観察官が更生保護施設で指導監督を行うことができる体制を整備するとともに更生保護施設における宿泊を義務づけることを企図している。この措置は、法改正の必要がなく、更生保護法51条2項5号に基づき運用で可能であるとの理解が

示されている。

### （2）更生保護事業の体系の見直し

また、概要案は、更生保護事業の体系の見直しとして、①「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、②「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、③「連絡助成事業」を「更生保護連絡拠点事業」に変更して、①②で行われる「生活指導」に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」を含ませることを構想している。これと歩調を合わせて、補導援護の方法と更生緊急保護の方法につき、社会生活に適応させるために必要な「生活指導」に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」を含めることを明文化することが構想されている。

特別遵守事項の追加・更生保護施設における宿泊の義務づけと更生保護事業の体系の見直しは密接に関連している。民間の更生保護施設でも行える補導援護に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」を含ませた上で、その受講を特別遵守事項で義務づけ、更生保護施設の利用者に対して指導監督として外出禁止や宿泊を義務づけうるようにするというのが全体像である。

## 4 歴史的な文脈と刑事政策としての意味

### （1）歴史的な文脈

こうした構想は、更生保護施設の中間処遇施設化、「ハーフウェイハウス」化を目指すものといえる。その政策上の指向は比較的古く、遅くとも少年法改正論議時・刑法改正論議時には存在していた。1970年の少年法改正要綱は、家庭裁判所が保護観察の内容として「保護観察所の長の指定する適当な施設（更生保護会その他の施設で法務大臣が指定するもの）に居住すべきこと」を命ずることができるとした（8、9、）。これは1975年の「中間報告に盛り込むべき事項（試案）」（部会長試案）の出頭命令制度とともに「居住指定」として引き継がれた。これは保護観察・短期保護観察の付随措置とされた。また、改正刑法草案の附録とされた1974年の「保護観察の遵守事項に関する要綱案」は、治療命令と更生保護会などの一時的な宿泊と指導を受けることを裁量による遵守事項として新設することを構想した。

こうした構想は、その後の政策で具体化されてきた。1979年の長期刑仮出獄者中間処遇制度、1995年の更生保護事業法制定（および更生緊急保護法の

廃止)、2000 年の「更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画(トータルプラン)」、「更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画の推進要領(ステップアップ・プロジェクト)」、2002 年の更生保護事業法改正と犯罪者予防更生法改正、2006 年の更生保護のあり方を考える有識者会議報告書、2007 年の更生保護法の制定と更生保護事業法の改正、2009 年の更生保護施設検討会報告書、2013 年の更生保護施設における薬物依存からの回復に重点を置いた処遇の実施、という流れの上に、概要案はある。

## (2) 刑事政策的な意味

もっとも、概要案と従前のハーフウェイハウス化構想とでは基軸が変化している。従前の居住指定制度の構想は国立の更生保護施設構想と一体化していた。居住指定まで必要なのは処遇困難者とであり、専門的かつ積極的な介入を担保する遵守事項による義務づけや処遇の強制を行なうのは国立の施設においてであると考えられてきた。概要案における民間の更生保護施設を活用した居住指定制度の構想は、ハーフウェイハウス化の先導的役割を国立施設から更生保護施設にシフトする意味があることが窺われる。その背景には、トータルプランやステップアップ・プロジェクトを経て更生保護施設の処遇能力や「専門性」が向上したことがある。しかし、最も大きいのは、その設立過程で地域との小さからぬ摩擦を経験した国立の自立更生促進センター構想の挫折であると推測される。しかし、民間の更生保護施設が国立の施設に代替しうるかは疑問である。ここでは、とりわけ、指導監督と補導援護との関係、民間性の問題、地域社会との関係が問題になる。

## 5 問題

### (1) 更生保護施設の性格の変化

しかし、そうであるならば、従前から指摘されてきた「国立更生保護会」の構想に対する懸念が今度は民間の更生保護施設に向かうことになる。拘禁施設的性格が強くなる一方で被保護者の社会適応力が増すとは考えがたい、という危惧である。処遇の面でかつて重視された「社会適応力」よりも認知行動療法に支えられた資質面での「改善更生」を期待するとしても、自由権保障の問題として、民間の更生保護施設が拘禁施設の性格をもつことは許容できない。概要案のように、刑事施設処遇法上の外出・外泊の受け皿としても更生保護施設の活用を図るのであれば、拘禁施設化の問題は看過できない。

### (2) 「補導援護」と「指導監督」との質的差異の稀釈または「補導援護」の「指導監督」化

「補導援護」と「指導監督」の概念内容の混亂も

危惧される。更生保護法立法当時、更生保護法 57 条 1 項 3 号に基づく「特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇」の実施は、指導監督のために民間に委託できない一方、生活技能訓練のような特定の犯罪的傾向に結びつかないような生活指導的なものは補導援護として行われると説明された。そうすると、「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」をなぜ補導援護として行なうことができるのか疑問が生じる。「特定の犯罪的傾向の改善」がもつ権力作用性の軽視につながらないか。また、補導援護として行われる「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」を受けることを遵守事項として義務づけたり更生保護施設の利用者に外出禁止・宿泊を義務づけたりする「入れ子構造」は、民間への指導監督の委託と同質である。概要案は、歴史的に根強い指導監督を委託することへの慎重論を巧妙に乗り越えようとする試みであるともいえる。しかし、この構造は補導援護なのか指導監督なのか利用者から区別しにくく、国の権力作用を曖昧にする危険性が高い。

### (3) 「宿泊」の意味の変化

更生保護法 57 条 2 項(指導監督としての宿泊場所の提供)や 51 条 2 項 5 号(特別遵守事項としての宿泊)は、更生保護法立法当時、自立更生促進センターのような「保護観察官による濃密な指導監督の実施体制が整った宿泊施設」であることを前提としていた。概要案では「宿泊」自体というよりも特定の場所にとどめおくことが重要されている。しかし、民間の更生保護施設で宿泊を義務づけことには疑問があり、実質的には社会内刑罰が援助の装いをとる危険性すらある。保護観察官が更生保護施設で指導監督を行うことができる体制の整備と更生保護施設における宿泊の義務づけが一体化していることを考えれば、実質的には更生保護施設を「間借り」した自立更生促進センター構想というべきかもしれない。

こうした構想により、従前指摘してきた更生保護施設における交話的関係とそれを土台とする処遇のあり方が崩れることが危惧される。

## 6 おわりに

概要案には、保護観察の法的性格や保護観察を受ける者の法的地位に関する議論が弱いという従前から指摘されてきた根本的な問題が依然として妥当する。その意味で、条件付起訴猶予や考試期間主義の主張が同時に検討事項にあがっていることは象徴的である。「保護観察」とは何なのか、なぜそれを受けなければならないのか、法的性格は曖昧なまま、運用が積み上げられていく危険性がある。

## 指定討論者のコメントと質疑応答

指定討論者 3名によるコメントは以下のとおりである。

指定討論者：津富 宏（静岡県立大学）

私は課されたのは、「今回の改革の提案はどのような犯罪者観・処遇觀に基づくのか」という問い合わせることである。これに答えるにあたり、犯罪者観と処遇觀を分離することはしない。今回提案されている改革の処遇觀が想定する犯罪者観という意味でひとまとめで扱う。ところで、そのためにも「処遇」を定義しておきたい。処遇とは「法的根拠のある介入」であると思う。この定義を踏まえると、今起きていることは「法的根拠」に基づく介入に「科学的根拠」に基づく介入を加える（＝義務化する？）にあたっての混乱であるようにも思う。科学的根拠はそのまま「エビデンス」があるとしても法的根拠となりうるのだろうかという問い合わせ刑事司法に限ることではなく、医療や福祉領域でも同じことが起きていると思う。

さて、今の社会の変化の中に、犯罪者観（人間観）・処遇觀の変化を位置付けてみたい。さて、政策の変化とは、通常、何らかのアクターがもともとやりたかったことに、何か（新たな状況や他のアクターの合流）が加味されて生じることが多い。つまり、いくつかの「力」が合流して、あるいは、本流がその他の「力」を借りて提案・実現していく。

さて、今回の改革の構造を理解すると、東アジア的刑事政策+検察官権力強化志向+（そして今起きている）新自由主義（経済的人間像）と理解できると思う。根っこにあるのは、端的には東アジア的刑事政策である。（法的には説明がついても）人権基盤ではない刑事政策である。それに、今回の法制審議会の議論は、法務省による提議であるため検察官の権力を強化する志向が加わり、さらに、状況要因として新自由主義が加わったものであると思う。新自由主義の矯正への浸透については、PFI（行政の市場からの資金調達）がすでに行われているのは周知のとおりである。

さて、今回の改革の根幹にある変化は、「成人年齢を下げる」ことである。若者政策やユースワークの研究者でもある私は、成人年齢引き下げに賛成の立場であり、実際にこの動きは選挙年齢の引き下げなどを達成してきた。さて、「成人年齢を下げる」とは何を意味するのだろうか。なぜ、今、大人の対象を広げ、従来は子どもであった、18歳、19歳の若者をあえて「大人として」扱おうとするのだろうか。成

人年齢の引下げが、自民党によっても推進されたことからにも示されているように、その背景には、より多くの人々を意思決定の主体として取り扱い、市場に参加させようという新自由主義がある。問題は、新自由主義は「当事者性なき主体性」を求めるということである。すなわち、市場における失敗の自己責任を問われる主体である。また、社会的事業体であれば、自己責任は社会的インパクトを示さなければならないというかたちで問われる。すなわち、努力していること、つまり、主体的であることを自ら証明しなければならないという自己責任論にとらわれていく、「当事者性なき主体」である。つまり、主体性の方向付けは、市場におけるゲームのルールが規定する。

さて、新自由主義は同時に政府に対しても影響を与えており、それは、行政の市場化、端的には、公的事業の民営化であり、指定管理者制度などの委託事業の活用である。委託事業においては民間事業者がどこまで権力性を担えるのかという問題が生じるが、この問題は、今回の改革においても論点の一つである。また、直営事業においても、より強くアカウンタビリティが求められるようになる。その背景にあるのは、「より小さな政府」を求める、国のコストを下げ、行政を縮小するという方向性である。つまり、再犯の「防止」に向けての流れは、行政のコストを下げる（必ずしも、行政の権力作用を弱めるという意味ではない）という方向性がその背景にある。その際、重要なのは、そのコストが、prospective cost（未来に投影されるコスト）であるということである。つまり、再犯の「防止」により節約されるコストとは、未来に向けたコスト（予測された、推定されたコスト）であって、この時点でのコスト削減ではない。このようなコスト（削減）どう扱うかが実は問題である。

以上、新自由主義下において起きているのは、第一に、育成の客体（対象）としての子どもから、判断の主体としての大人への変化の促進であり、これは、自己利得を最大化するという経済的人間像を前提とする自己責任論の推進を伴う、第二に、このような「非」対象化に伴う主体を、あえて、（コスト削減のための）介入の対象とするための「根拠」の強化、すなわち、処遇の科学化（専門化）であると思われる。

さて、そのような目で、今回の改革を俯瞰すると、とりわけ目立つのは、社会内処遇の強調である。たとえば、「社会内処遇を継続することを可能として、処遇の選択肢を広げ・・・」といった文言があちこ

ちに散りばめられている。このように社会内処遇が強調されるのは起訴猶予などと連結させることで検察官の強化との相性がよいという理由に加えて、（施設内処遇と比して）コストが安いという新自由主義的な理由が背景にあると思われる。行動科学的には、学習の般化は効かないという前提（施設内処遇より社会内処遇のほうが有効である）という理由が期待されるが、おそらく、今回の改革では意図されたものではない。

さて、今回の改革に内在する犯罪者観／処遇觀を3つ指摘しよう。

第一に「監視に呼応する」犯罪者観である。「保護觀察の仮解除」など、本人がコストに反応することを前提とした仕組みが、今回の改革案には多数織り込まれている。これには、合理的な、損得ゲームのルール設定に従う人間像が背景にある。これは、新自由主義の想定する典型的な人間観である。

第二に、「資源提供に呼応する」犯罪者観である。「起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備」「住居、医療／療養、就業／就学、そのほか健全な社会生活を営むのに必要な援助」などの規定がそこかしこに盛り込まれているが、これは、新自由主義が拡大する格差・貧困に対する、弥縫的な対応であると考えられる。

第三に、「再犯防止／科学的介入に呼応する」犯罪者観である。改革案には処遇調査やプログラムの導入がうたわれているが、それらはエビデンスによって支えられているとされる。処遇は、エビデンスのあるもの（教育）とないもの（作業）に分けられ、専門化が進行する。また、犯罪者は（強制的であっても）科学的介入に反応する心身を持つという前提が与えられる。これまた、行政のコスト削減を背景とする、新自由主義的な統治の一環である。

こうした流れには副作用もある。一つは、権力関係の変化である。上記第一から第三について一貫して、監視者、資源提供者、専門家と本人の力関係が変化する。とりわけ、気になるのは社会復帰が、地域との関係の結い直しを意味するのであれば、こうした監視者と本人、資源提供者と本人、専門家と本人という関係の強化はいずれも、地域と本人との分断化につながるおそれがあるということである。もう一つは、とりわけ新自由主義においては、費用対効果（投資効果）の高さが、受益者選別に用いられるため、介入効果のない人々は徐々に排除されていくということである。すなわち、「処遇への呼応性」ではなく、権利に基づいて処遇を行えるのかどうかが問われることになる。

さて、この副作用を乗り越えていくにはどうしたらよいだろうか。今回の改革案は、法務省提議であるから、仕方がないとも言えるが、そこに見落とさ

れているのは、「官」以外の力である。そもそも、社会復帰とは、社会ネットワークの再形成であり、地域における「匿名」の人々が受け止めること、その受け止めに向けてのグレーな領域を渡航することである。その意味では、本改革に、薬物依存における民間資源の活用、「通所・訪問による支援」、「更生保護連携拠点事業」などが含まれていることは、（これらの支援が「官」に飲み込まれる懸念を持つつも）若干の希望である。

刑事政策は、刑事政策以外の現実とのバランスをとることが必要である。年齢引き下げの話に戻れば、刑事政策は「人生前半の社会保障」（広井良典）とセットで論じられなければならない。でなければ、今、刑務所が高齢者で占められていることとパラレルなことが、若年者についても起きるだろう。

### 指定討論者：中島 学（矯正研修所）

#### 1 はじめに

○今回の法制審の議論は、大正10年前後の少年法案、昭和14前後の司法保護事業法の帝国議会における審議内容と重なる部分が多いように感じている。

○「非少年法案」を主張した感化院法・監獄法の起草者の一人である小河滋次郎は、対象となる少年は社会から遺棄された存在であり、教育の対象として社会が保護する必要はあっても、審判の対象、「処分の目的物」とすべきではない、と主張している。

○大人と異なる対応が子どもには必要とされる点については、変態（メタモルフォーゼス）の観点から考えている。ヤゴがトンボになるように、おたまじやくしが蛙になるように、生物は非常に大きな変態をする。子どもと大人の違いは、幼虫と成虫の違いのようにそれぞれの環境において必要とされものは大きき異なる。子どもは子どもとしてその時期を過ごし大人へとなる権利を有しており、社会はその成長を助ける義務をおっている。それは、子どもは将来の大人であり、未来を支える存在だからである。子どもが成長する権利を保障することは、私たち自身の未来を共に歩みそれを支える人材を育てること、私たちの未来を維持形成することにつながるからと考える。

○成人の立ち直りは子どもの成長としての変態とは質的に異なる変容があると考える。例えるなら、蟹はその成長の過程で10回程度脱皮するというが、古い殻を脱ぎ捨て、新しい甲羅をまとうように、それまでのまとわりついた古い自分を脱ぎ捨てる、というような「脱皮」が成人の立ち直りには出現し、それは「自己物語」の語り直しという形態で出現・確認・承認されると考えている。

○精神医療の領域では、隔離・収容から治療へ、入院・治療の対象から社会における「回復（リカバリー）」へ、といった潮流がある。わが国でも北海道浦河ではじめられたベテルの家の活動やそこから派生した「当事者研究」の実践により、治療の対象物としてするのではなく、当事者者の主体性を優先とした社会内での生活支援等、排除から社会との関係性の構築に処遇の重点が移行してきている。その背景には、近代科学主義が持つ物象化等による関係性の分断とそこから派生する生きつらさといった課題への対応や多様性への応答としてのポストモダンの思想を底流とした現象学に基づく人間観、量的なものだけではなく質的な変化を把握しようとするナラティブアプローチのような処遇モデルが定着してきている。

以下、上記の処遇理念等を前提として、今後の矯正施設運営上の変化等について言及する。

## 2 施設内処遇としての矯正への影響

### （1）改善・治療モデルの権威化への懸念

①刑の内容として改善処遇を義務付けた場合、その処遇の有用性はもちろん義務付けの権力性等を緩和する観点からも刑務官ではない「専門家」がその処遇を担当することになる。受刑者は改善しなければならない「問題」を抱えた処遇の客体として位置づけられ、分析・調査の対象として物象化されることにより、本人の自己選択といった主体性が剥奪される懸念がある。

②受刑者本人も改善の対象者としてのロールを積極的に演じることにより、施設内の役割・居場所をみつけ、専門家と当人の主従関係の強化や不適切な施設適応を強化する懸念がある。

③改善処遇は専門家に独占されることにより、施設の運営のイニシアティブが刑務官から専門家への移行する。そのことにより、刑務官は保安警備・秩序維持の専門家としての専門性を顕著にすることにより自己存在を主張することとなり、処遇担当の専門家との間にある種のパワーゲームが生じ、より「管理」が強化される懸念がある。施設内処遇における二極化とその弊害については、戦前の矯正院の組織は実際に発生しており、改善指導等の企画立案担当の「教官」と、生活指導等の日常処遇担当の「補導」との間での対立構造が施設運営に悪影響を及ぼしたという報告があり、戦後の少年院での処遇担当は「教官」に一元化された。

④改善処遇等が刑の内容とされると、「専門家」は刑の執行の一部を直接担うものとなるが、スタッフ的な専門家がそもそも刑執行の主体となりえるのか、また、現状のように民間専門家が改善指導に主体的に関与する場合はどのように整理されるのか、疑問がある。

### （2）有効性のある改善指導プログラムの存在

①個々のニーズに対応した具体的な改善指導のプログラムでその有用性等が明らかにされているものは、ほとんどないのが現状である。「少年院的」とされる処遇に関しては、少年院の施設風土・処遇環境と在院者と教官の輻輳的な要因が相互に機能にして更生の成果を上げているのが実態だとすると、簡単に移設できるようなものではない。

②仮に有用性のあるプログラムがあり、それを受講したとして、その成果は受刑者本人に帰属されやすく、成果が上がらないことにより、当人の自己肯定感の低下といった負の循環が生じる懸念がある。また、RNRモデル等の浸透により、改善プログラム等の手当が困難な高リスク集団が形成され、「危険人物」等のさらなるラベリング・排除が発生し、社会復帰を阻害していく懸念がある。

④専門性やデータが一人歩きし、本人の更生の意欲といったものよりも、プログラムの実施とその結果への比重が大きくなり、プログラムの実施等の手段が目的化する懸念がある。

### （3）処遇期間の設定

刑期としての収容期間と処遇期間との調整をどのように図るのか、図れるのか疑問がある。少年院は仮退院後の保護観察とセットした処遇期間を想定し運用していることにより、再非行を抑止していると同じような枠組みが提示しえるのか疑問である。

## 3 少年鑑別所への影響

### （1）カウンターパートの変化

従来は、家庭裁判所が主なカウンターパートであったところ、検察庁等の捜査機関への業務支援が増加することにより、調査・鑑別機関としてのある種の中立性が侵害される懸念がある。

### （2）鑑別・調査のターゲット

青年層の収容施設決定のための鑑別所の活用等について、その鑑別・調査の対象は何になるのか、少年法に基づく「要保護性」といったことは対象となりえないので、処遇決定等における資料としてどのようなものが対象となりえるのか、判然としない。

## 4 まとめ

現状の法制審の議論・検討が、「再犯防止」というスローガンのもと犯罪者や非行に陥った少年らに対する改善処遇を一層充実・強化させることにつながり、それが当人の「立ち直り」、それは「社会において再犯せずに、社会の一員として生活する」ということに資するような構造となりえるのであろうか、という懸念がある。換言すれば、「処遇」による管理体制の強化、新たな排除とそれに伴う社会等との関係性の断絶といったことが展開していくのではないか危惧するところである。さらに言えば、わが国の刑事施設の運営については戦前からの監獄法改正議

論等を経ることにより「管理行刑から処遇行刑」へと展開したが、今回の過程をみる限りにおいては、上記検討等を通じて「処遇行刑」が「処遇管理行刑」へと変質していく懸念が生じるところであり、制度設計においてはそのような懸念が払拭しそうな構造を構築する必要があると考えている。

\*これは当日、発言していませんが、今後の施設内処遇に関しては、「専門家」集団が拘禁施設・全制的施設の特質を理解した上でその権威性・権力性を十分認識した「非専門性」を目指すとともに、立ち直りの当事者は犯罪に親和性を持つ自己理解の専門家としての専門性を高めることを、その処遇の中心におき、対話（ダイアログ）や物語り（ナラティブ）に着目した「関係性の再構築」を目指した人と人の関わりを重視していくことが、上記で指摘した各種の懸念に応答しているのではないかと思料する。

#### 指定討論者：小長井賀與（立教大学）

保護観察・更生保護の法的性格について、保護観察官としての21年間の実務、世田谷区の保護司および全国更生保護法人連盟評議員としての経験、さらに、1992年以来行ってきた英国を含む西欧・北欧と日本の社会内処遇制度の比較研究の成果を踏まえ、話したい。

#### 1 保護観察とは何か

保護観察の刑事政策の中での位置と意義を、この機会に再確認すべきである。私は、保護観察とは司法ソーシャルワークであり、日本の現状もそうであると捉えている。そして、今後もこのあり方を堅持すべきであると考える。

ソーシャルワークとしての保護観察制度は英国で発展してきたが、英国の現在の社会内処遇は社会内刑罰（Community Punishment）と言っていいと思う。刑務所の過剰収容や国の緊縮財政を背景に、Criminal Justice Act 1991辺りから変質してきた。

今朝、Sentencing CouncilのHPを検索した。この組織は、政府に設置されている独立の機関である。そこでは、社会内処遇は次のように規定されている。

A Community Sentence combines punishment with activities carried out in the community.

また、英国司法省は、「Punishment and Reform: Effective Community Sentences Government Response, 2012」の序文において、Community Sentenceを“Meaningful alternative to prison”とか、“Community order framework to create intensive combination of requirements that meet local needs”であるとし、さらに、“We will legislate to place a duty on courts to include in the community order a requirement that fulfill

the purpose of punishment for the offender”と記述している。このように、社会内処遇(1)は明確に拘禁刑に代わる刑罰とされており、社会防衛を目的とし、付加される条件によって刑罰としての内実を保証しようとしている。ただし、社会内処遇が社会内刑罰であるとしても、英国は福祉国家なので、元犯罪者は刑事司法外で更生支援を受けられることを申し添える。

一方、UKを除く西欧や北欧では、ソーシャルワークを志向しているように思う。大陸欧州では、“Social Policy oriented Penal Policy”(2)というような方向性を取っている。例えば、この3月に視察したベルギー（フランデレン地域）では、ホームグロウンテロリストを生み、更生保護機関には重圧が掛かっている。政治家やマスコミからタフな介入を盛んに要請されているが、自分たちの組織（Afdeling Justitiehuizen, 英訳するとDepartment of Justice Houses）の機能をJudicial Social Workと再定義したという。そして、社会防衛上必要な高リスク対象者への介入については、諜報機関や治安機関に任せていた。多機関連携による（部分的）情報の共有を前提とするが、あくまで連携する上での境界線は堅持しているように見受けられた。私は、組織理念についてのぶれのない潔さに感銘を受けた。

#### 2 保護観察の機能

保護観察とは、矯正処遇における他律的生活と一般社会人が享受している自律的生活の中間に位置する、「遵守事項、あるいは（更生保護施設においては）規則で縛られた枠の中での半自律的生活」を送る期間である。そして、遵守事項や規則が作る枠の中で、改善更生を一步一步積み重ねていくことが、保護観察を受けるということの内実である。

欧州の国では、保護観察の遵守事項(requirement)は司法が決めて、言い渡す。しかし、日本では行政が決めて、誓約させる。保護観察対象者に遵守事項や規則を守ることに誓約、署名押印することで、当事者主体の契約を擬制している。したがって、保護観察の枠は完全に国から課されるではなく、当事者の同意も要件としている。そこに意義がある。

さらに、保護観察の枠の中には多くの支援的な働き掛けがあり、それは補導援護として位置付けられている。保護司あるいは更生施設という、自らが地域の社会関係資本である者や組織から支援を提示され、それを当事者が受け入れるという形を取る。

このように、半自律的生活を送らせながら社会復帰へのステップを踏ませることに、日本の保護観察・更生保護の真髄がある。

#### 3 認知行動療法とは何か

認知行動療法は犯罪性を除去する魔法の薬ではな

い。その中身は、通常我々が社会化の過程で家庭や義務教育の中で学習していく事柄で構成されている。すなわち、他者の視点の認知への取り込み、自分の行動の振り返りと修正、社会での作法などを体系的に学ぶプログラムである。いわば、育て直しのための補助的なツールが「処遇プログラム」である。

そういうプログラムを更生保護施設職員が実施する場合、やはり補導援護が適切なのではなかろうか。特に日本では、欧米での実態と比較すると、実施回数が極端に少ない。通常は5回、一部執行猶予者で保護観察期間が長い者でも20回位のことである。それに対し、欧米の保護観察対象者は低リスクの者でも30回以上受講しているようだ(3)。それでも日本で処遇プログラムがかなりの再犯抑止効果を上げているのは、「マインドフルネス」(4)的な作用が生じていると、私は想像している。「マインドフルネス」的機制が生じるには、実施者と受講者との関係性を基盤にした、当人の自律性と動機付けが不可欠である。

#### 4 日本の保護観察のメリット

日本の保護観察は欧米の保護観察とはかなり異なる。保護司制度を持っているのは日本だけではないが、民間人や民間施設を広範に処遇の第一線に取り込んでいることが他に類を見ない。そして、これらが社会関係資本としての機能を發揮し、対象者の社会統合に有効に作用している。

つまり、地域社会での関係性を基盤に、対象者に寄り添ってその自律を支援している。そして、保護司や更生保護施設の支援は、従来補導援護として行われてきた。それが、更生保護法の制定を契機にいくらかベクトルを変えた。例えば、保護司が対象者に生活実態を証明する資料の提出を求めるようになった(更生保護法50条1項)。そして、今回の法制審議会での議論を伝え聞くと、さらに変質していく可能性がある。背景には、一部執行猶予の薬物依存者を更生保護施設で多く受け入れることの負担や困難があると推察する。しかし、民間人による処遇のかなりの部分を実質的に「指導監督」化することで、日本の現行の更生保護のメリットの多くを失ってしまうのではないかと、私は危惧する。

更生保護の当局はそれを意識されているのだろうか。是非、日本の制度のメリットを大切にしてほしい。

#### 脚注

- (1) 英国では、保護観察という名称は法令上用いられていないので、社会内処遇とした。
- (2) 2018年1月18日に面談したライデン大学法学部長で犯罪学者のProf. van der Leunは、オランダの刑事政策の方向性をこのように表現した。
- (3) 例えば、London Probation Trust, Bench Guide

to Community Sentence, 2013, pp81-82には、21歳以上IQ81以上の男性の性犯罪者に対し、導入モジュールを50時間行った後に再犯リスクアセスメントを行い、その結果、低リスクと判定された者には再犯防止プログラムを37.5時間、高リスクの者には合計178時間の5つのモジュールを実施すると記載されている。プログラム1回は2-2.5時間を要するとされる。

(4) 「マインドフルネス」とは、「今の瞬間の現実に常に気づきを向け、その現実をあるがままに知覚し、それに対する思考や感情にとらわれないでいる心の持ち方」であり、この気づきの作用を取り入れた「マインドフルネス認知行動療法」が再犯抑止効果を持つことが検証されている。認知行動療法を通じて学習される向社会的行動を強化するには、当人による「価値(=人生の方向性)の明確化とコミットメント」が必要とされるが、「価値」は現実の生活場面で周囲の人からのフィードバックによって強化され、般化されていく(参考:熊野宏昭『新世代の認知行動療法』、日本評論社、2012)。このフィードバックについて、保護司や更生保護施設職員の寄与が期待できる。

#### 質疑応答

指定討論者3名のコメントの後、同コメント及び報告者4名の報告内容を巡って活発な議論が展開された。

最初に、今回の法制審議会の議論の進め方自体について、法が人間同士の関係のうえに成り立っているという視点、すなわち刑事政策は人間らしい関係性の中で行われるべきであるという考え方が欠落しているのではないかとの問題提起があった。これについては、法制審議会での議論は閉鎖的でかつ一定の方向性を持っており、大きな視点での議論が困難であるとの意見があった。また、今回の法制審議会の議論が、少年法の適用対象年齢の引き下げの適否という本丸の問題を先に議論せずに、刑事政策的措置の議論を先行させている点は問題があるので、学会としてもきちんと対応すべきであるとの意見もあった。

次に、人間同士の関係性のうえに成り立つ刑事政策の必要性という観点から、矯正、更生保護を改革しようとする今回の法制審議会の議論においては、誰を回復させようとしているのか、当事者は誰なのかという視点が欠落しているのではないか、また、なぜ当事者の声が聞かれないのかということについて質問があった。これについては、各報告者より、当事者の声を聞いてその内容を施策に反映させる重要性についての共通認識のもと、法務省の議論では、

被疑者・被告人はおろか弁護人の意見でさえ無視されることが常であること、受刑者については立ち直らせるための客体としての人間像を想定しており、当事者とは考えていないのではないかということ、出所者に対する更生保護についても、誰のためのニーズを考えているのかははっきりしないのではないかということが感想として述べられた。また、法務省は自分たちのための刑事政策を作っているだけであるので、当事者の意見をとどめるための世論形成が重要であるとの指摘もなされた。

また、今回の法制審の議論の一つの目玉でもある矯正処遇の義務づけ、特別遵守事項の追加（更生保護施設への宿泊の義務づけ）に関して、これが義務づけられることの制度改革によって、処遇する側と処遇される側の暖かい人間関係・信頼関係の構築はますます困難になるのか、それとも処遇する側が暖かい心を持てばすむ問題なのか、そして、それは刑事矯正と少年矯正、あるいは保護観察とでは質的に違う文化の問題なのかについての質問があった。これについては、刑罰内容としての矯正の義務づけと少年に対する保護処分の内容としての矯正の義務づけとは質的に異なることを前提にしながらも、仮に刑罰内容として処遇が義務づけられた場合であっても、刑務官ではない民間の専門家を導入することによって刑罰執行の厳しさを緩和することは考えられるのではないかとの回答があった。また、保護観察については、多くの場合は納得して保護観察を受けているとの認識のもと、民間の更生保護施設は担い手としても専門性を有しているわけではないので、保護観察官による本人の動機付けという部分がやはり重要であり、そうしないと処遇効果はあがらないのではないかとの意見が述べられた。これについては、どの機関がどういう法的根拠に基づいて義務づけるかによって、人間関係形成の基盤は違ってくるのではないか、今回の社会内処遇の議論でも、保護観察官が現場で頑張れば、人間関係の構築は違ってくるのではないかとの意見も述べられた。

また、この義務づけに関しては、義務づけに至るまでのプロセスが重要であって、誰がどういう目的でその者に関わってきて、調査・審判を経て少年院に行くのか、仮に、そのプロセスが変わってしまえば処遇の効果も変わってしまうのではないかとの意見が、検察官が調査のうえで篩い分けをする若年者新処分制度との関係で述べられた。これについては、諸外国においても、刑事司法制度と少年司法制度の中にいる担い手の意識が違うので、対象となる本人への動機付けも違ってくる点は共通しているとの指摘があった。

さらに若年者新処分制度については、仮に18歳、19歳の現在の年長少年が成人である若年犯罪者に

なった場合に、18歳、19歳の「成人」に調査、鑑別などを行うことができるのか、新処分制度の理念はどこにあるのかについて議論する必要があるのと指摘があった。これについては、法制審議会においてもすべての参加者が若年者新処分制度を前向きにとらえているわけではないことを前置きしたうえで、年齢引き下げとの少年保護との妥協の産物として当該制度について家庭裁判所が管轄権を持つことになれば、当局としては保護観察処分だけではなく、施設収容処分まで行いたいとのではないかとの説明がなされた。また、若年者新処分制度が理論的問題を抱えているとの認識は広く共有されているので、将来的には憲法訴訟に発展することも考えられ得るとの意見もあった。

そして、時間も押し迫り最後の質問となってしまったが、自由刑の一本化の議論の中で、今回の矯正処遇の義務化によって刑罰の保安処分化がすすむとする点について、その趣旨を確認する質問があった。これについては、保安処分は裁判所が危険性を根拠に言い渡すものであって、処遇の中で危険性に応じて義務づけることとは保安処分ではないことを確認したうえで、今回の自由刑一本化の議論では、裁判所が矯正処遇の義務づけを刑罰の内容として命令したうえで、矯正処遇の中身は刑事施設の中でその危険性に応じて決めていいということになりそうなので、そうすると実質的には一種の白紙委任的な保安処分になるのではないか、刑罰の名のもとに過剰な人権制約が行われてしまう危険な議論ではないかとの説明がなされた。この点については、欧州における行刑裁判所のように司法判断によって刑の変更を行うような議論も法制審議会ではするべきではないのかとの意見も述べられた。

以上のように当日のシンポジウムにおける質疑は多方面にわたったが、シンポジウムの趣旨である犯罪者処遇の基盤にある犯罪者観、処遇観の変化の有無について、今回の法制審議会の議論は、今までの管理統制の客体としての被疑者・被告人観、受刑者観、更生保護対象者観をますます強化するものであること、刑事司法の前段階で処遇する側と処遇される側のよりよい人間関係の構築を前提としない処遇が堅持されていくこうとしていることを確認することができたように思われる。もちろん、刑事政策のあり方については多様な意見があるのは当然のことであるが、少なくとも、質疑応答も含めた本シンポジウムにおける議論の方向性は、これらについて疑問を呈する見解が支配的であったように思われる。本シンポジウムの議論によって刑事政策の改革に何らかの貢献ができたとすれば望外の幸せである。

（文責：指定討論者各コメント部分＝各指定討論者、質疑応答部分＝山口直也）